

議案第六号

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年二月十二日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「いう。」の下に「第十九条第五項及び」を加える。

第十九条第三項中「除く」の下に「。以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という」を加え、同条に次の一項を加える。

- 5 正規の勤務時間を超えてした勤務（週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
 - 一 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 百分の百五十（その時間が午後十時から

翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)

二 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 百分の五十
第二十三条中「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(提案理由)

労働基準法の一部が改正されたことに伴い、職員の月六十時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を改定する必要がある。

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>第八条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 第一項又は第二項の規定により給料を支給する場合にあつて、給与期間の初日から支給するとき以外るとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外るときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第四条及び第五条第一項に規定する週休日という。第十九条第五項及び第二十四条の二第一項において同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>（超過勤務手当）</p> <p>第十九条 略</p> <p>2 略</p>	<p>第八条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 第一項又は第二項の規定により給料を支給する場合にあつて、給与期間の初日から支給するとき以外るとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外るときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第四条及び第五条第一項に規定する週休日という。</p> <p>第二十四条の二第一項において同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>（超過勤務手当）</p> <p>第十九条 略</p> <p>2 略</p>

3 第一項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第二条の規定によりあらかじめ定められた一週間の正規の勤務時間を超過して勤務時間条例第四条の規定により週休日とされた日に勤務時間条例第五条第一項の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間（人事委員会の承認を得て規則で定める時間を除く。以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という。）について、一時間につき、第二十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 略

5 正規の勤務時間を超えてした勤務（週休日における勤務のうち人事委員会の承認を

3 第一項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第二条の規定によりあらかじめ定められた一週間の正規の勤務時間を超過して勤務時間条例第四条の規定により週休日とされた日に勤務時間条例第五条第一項の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間（人事委員会の承認を得て規則で定める時間を除く

4 略

。 ）について、一時間につき、第二十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

得て規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）

二 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 百分の五十

（勤務一時間当たりの給与額の算出）

第二十三条 第十八条第一項、第十九条第一

（勤務一時間当たりの給与額の算出）

第二十三条 第十八条第一項、第十九条第一

項、第三項及び第五項、第二十条並びに前条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する勤務時間を五で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。

一及び二略

項及び第三項、第二十条並びに前条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する勤務時間を五で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。

一及び二略